

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 1 回滋賀県最低賃金専門部会  
議事録

開催日時	令和 4 年 8 月 3 日（水） 午前 9 時 30 分～11 時 19 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 3 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 石田秀幸 水野 透 西田保夫 事務局 矢野労働基準部長、松島賃金室長 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	部会長及び部会長代理の選出 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

ただ今から、令和4年度 第1回 滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。専門部会委員の皆様におかれましては、暑い日が続いておりますが、ご出席ありがとうございます。

委員の皆様の出席状況につきまして、

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

の計9名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項「ただし書」により「非公開」としております。さらに、同規程第7条第2項「ただし書」により、金額審議までは公開といたしますが、金額審議以降は議事録を公開せず、「議事要旨」をホームページで公開することとなりますので、ご承知おきください。

また、本日は、第1回目の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事を進行いたします。

それでは、議題（1）「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

当専門部会においては、部会長及び部会長代理については、従来から公益代表委員の中から推薦をいただいております。今年度につきましても、同様でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○全委員

〔異議なしの声〕

○事務局（室長）

ご賛同をいただきましたので、公益代表委員の方からご推薦をお願いいたし

ます。

○石井委員

部会長には平井委員を、部会長代理には私 石井を推薦いたします。

○事務局（室長）

ただ今、石井委員から、平井委員を部会長に、石井委員を部会長代理にという提案がございました。他の提案はございませんか。

○全委員

〔提案なしの声〕

○事務局（室長）

無いようですので、部会長には平井委員に、部会長代理には石井委員ということによろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○事務局（室長）

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長には平井委員が、部会長代理には石井委員がということによろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は、平井部会長にお願いいたします。

○部会長

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議題（２）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

資料ナンバーを振っていない、答申(写し)の方をご説明いたします。

それでは、８月２日に中央最低賃金審議会から、厚生労働大臣に行われました今年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申についてご説明いたします。

結論は、滋賀県は３１円ということになっています。

まず、「答申文」をご覧ください。

記の 1、記の 2 から、

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安については、今年度においても労使の一致をみるに至らず、「目安に関する公益委員見解（別紙 1）」及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）」が地方最低賃金審議会に提示されました。

しかし、昨年度と異なり、採決による提示ではなく、労使の合意による提示となりました。記の 3 以降は、別紙 1 及び別紙 2 で説明いたしますので省略いたします。

それでは、まず、別紙 2 の方をご覧ください。

ここでは小委員会における労使双方の見解がまとめられています。

「1 はじめに」ということで、

「小委員会は、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くした。」とされています。

「2 労働者側見解」です。

現在は、社会活動の正常化も進み、経済は回復基調にあるとの認識を示した上で、経済をより自律的な成長軌道に乗せていくことが重要であり、そのためには、経済・社会活動の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素の 1 つが最低賃金の引き上げであると主張しています。

また書で、

本年の春季生活闘争で、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上の賃上げの広がりや底上げを図ることができたことと述べた上で、労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金引き上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであると主張されています。

加えて、現在の最低賃金水準では、年間 2000 時間働いても年収 200 万

円程度であること、国際的にみても日本は低位であること、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても950円を上回らなければ単身でも生活できないことを踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきと」主張しました。

さらに、

昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしていること、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることを述べるとともに、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要である、と主張しています。

なお書で、

企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁をできるよう強力な支援を図り、もって最低賃金引き上げに向けた環境を整備することが重要であるとも主張されています。

また、

労働市場でも募集賃金の上昇がみられるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きをおいていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定に当たり考慮すべきであると主張した。

そして、

地域間の額差を放置すれば、労働力の流出により地方・地域経済への悪影響があるとの懸念を示すとともに、昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全てDランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識を示しました。

以上を踏まえまして、

本年度は「誰もが時給 1,000 円」への通過点として、これまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けて C・D ランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張しました。

最後にですが、

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明されました。

### 「3 使用者側見解」

中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況であるとの認識を示しました。

加えて、

中小企業の労働分配率が 80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引き上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議行われていないとの声があると述べています。

その上で、

今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安を提示できるよう、最低賃金法第 9 条における 3 要素に基づいて慎重な審議を行うべきと主張しました。

さらに、

地方にける昨年度の答申に対する不信・不満を払しょくできるよう、

地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えました。

また、としまして、

「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であると主張しました。

次の段落では、

中央最低賃金審議会の目安額は、地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、更に、地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したいとの認識を示しました。

最後に、

使用者側は、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引き上げの実態を示し、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表を重視する旨を従来から主張しており、今後も第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくというスタンスに変わりないことを明言しました。

今年度は、コロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要がると主張しました。

最後に、使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明しました。

「4 意見の不一致」ということで、

目安小委員会としては、これらの意見を踏まえて目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった、ということです。

以下の記載内容は、別紙1「公益委員見解」のことですので、別紙1で説明します。

それでは、別紙1の「公益委員見解」を説明します。

別紙1「公益委員見解」

地域別最低賃金の改定の目安の金額は、A及びBランクが31円、C及びDランクが30円引上げとされました。したがって、滋賀県は、Bランクであることから目安金額は31円(3.46%)引上げとなります。

また、目安額の全国加重平均の上昇額は、31円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以来の最高額で、率にして3.3%と、過去最大の引上げ額となっております。

仮に、目安どおりに各都道府県で引き上げが行われた場合の全国加重平均の上昇額は31円となります。

2(1)では、目安審議は、資料を基に審議し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して審議をした。としています。

2(1)のア以降は、3要素で見た場合のデータ根拠の記載がありますので、別添「参考資料」も参照しながら説明します。

まず、

ア 賃金

春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率(「参考資料」P1,P2)は2%を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転しています。

また、賃金改定状況調査結果(30人未満の事業場)の第4表 (P3,P4)



における賃金上昇率（産業計の男女計のランク計）は1.5%で、平成14年度以降最大値であったことに加え、今回新たに作られました第4表（継続労働者限定）(P5)は2.1%となっています。

この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考量する必要があります。

ただし書ですが、第4表における賃金上昇率は、「労働者の生計費」や「賃金支払能力」等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できますが、今年の結果は、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点に留意が必要である、としています。

#### イ 労働者の生計費

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(P7)は、今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となっており、「基礎的支出項目」(P8)といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっています。

消費者物価指数については、基本的に「基礎的支出項目」及び「選択的支出項目」の双方を含む「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきですが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金近傍で就労している労働者の生活が苦しくなっています。

このため、労働者の生計費については、最低賃金近傍で就労する労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要があります。としています。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業とは、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力であることを前提としています。

法人企業統計における企業利益(P10)については、2019年(平成31年)1～3月期は6.0%、2020年(令和2年)4～6月期は4.4%、今年1～3月期

は6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られます。

日銀短観の業況判断D I (P11)においては、2020年(令和2年)6月の31から今年6月には+2となっています。

参考資料12ページ、中小企業景況調査では、令和2年4～6月の66.7から今年4～6月には19.4となっており、コロナ禍からの改善傾向が見られます。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」は、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1～3月期の売上経常利益率(P10)は4.5%、国内企業物価指数(P13)は9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられます。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することに難しい企業も少ないことないことに留意する必要がある。としています。

## エ 各ランクの引き上げ額の目安

今までのまとめとなっていますが、

「賃金」については、春季賃上げ妥結状況における賃金引き上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率は、平成14年度以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること。

「労働者の生計費」については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引き上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。

さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能

な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。としております。

「通常の事業の賃金支払能力」については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引き上げ率の水準には一定の限界があると考えられる、としております。

以上の を総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するに当たっては、3.3%(31円)を基準として検討することが妥当であると考え、としております。

各ランクの目安額については、

賃金改定状況調査結果第4表(P3～P5)における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率(P14)は、Aランクが1.88、Bランクが1.82とやや高めに推移していること、

昨年度は、Aランクの地域を中心に雇用情勢(P15～17)が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としましたが、今年度はAランクにおいても足元では雇用情勢が改善(P15～17)していることから、

A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる、としています。

地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると、としています。

#### オ 政府に対する要望

今年度は、3要素を総合的に勘案することを原則としながらも、特に労

働者の生計費を重視した目安額としています。

このため、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。とし、以下について政府要望しています。

- ・ 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと。
- ・ 業務改善助成金について、「原材料費等の高騰に対応したもの」や、地域間格差に配慮した「最低賃金が低い地域を重点的に支援できるもの」の拡充を要望しています。
- ・ さらに、下請け取引の適正化について「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望しています。

#### カ 地方最低賃金審議会の期待等

「目安」は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮してほしい。としています。

また、今後、公益委員見解のとりまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、対応を検討してほしい。としています。

以下(2)及び(3)の内容は例年どおりですので、説明は省略いたします。

以上で、目安答申の説明を終わります。

○部会長

ただ今の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

○全委員

〔意見、質問等あがらず〕

〔ここから、議事録非公開となります。〕

〔議事録公開開始。〕

○部会長

最後に、議題4「その他」として何かございますでしょうか。

○事務局（室長）

第2回専門部会は、明日8月4日（木）午後1時00分から、この会場で開催となりますので、よろしく申し上げます。

○部会長

それでは、本日の第1回滋賀県最低賃金専門部会は、これで終了します。  
お疲れ様でした。